

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】

2

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】

5

北九州市告示第68号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）第6条第3項の規定により、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの社会福祉施設の利用料金の額を承認したので、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

北九州市長 武内和久

施設の種類	金額	
障害者福祉工場	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第15項に規定する就労継続支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
障害者就労支援施設	障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
障害者生活支援施設	障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額

	障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
障害者地域活動センター	障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	障害者総合支援法第5条第1	障害者総合支援法第29条第3
	障害者総合支援法第5条第1	障害者総合支援法第29条第3

5 項に規定する就労継続支援を受けた場合	項第 1 号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第 1 項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
障害者総合支援法第 77 条第 1 項又は第 5 項に規定する地域生活支援事業を受けた場合	障害者総合支援法第 77 条第 1 項又は第 5 項に規定する地域生活支援事業に要する費用として市長が定める額

北九州市公告第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和8年3月17日

北九州市長 武内和久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉南区舞ヶ丘五丁目1230番4のうち、舞ヶ丘六丁目1064番、1064番2、1066番、1068番1、1068番2、1072番、1227番1のうち、1227番23のうち、1230番2のうち、1230番3のうち、1232番1、1232番2のうち、1232番3から1232番7まで、1232番8のうち、1232番9から1232番13まで、1270番1のうち、1274番2から1274番5まで、1279番2のうち、1290番2のうち、1299番2のうち、1300番2のうち、1310番2のうち、1313番2のうち、1314番2のうち、1315番2のうち、1315番3、1316番2のうち、1316番3、1319番1、1319番2のうち、1320番2のうち、1322番1、1322番5、1322番6、1323番2、1325番2から1325番4まで、1326番2のうち、1358番4、1358番6及び1358番7	北九州市小倉南区下曾根一丁目2番33号 株式会社山十開発 代表取締役 山本末男
北九州市小倉北区緑ヶ丘三丁目4番2及び4番26から4番33まで	大阪市北区大淀中一丁目1番88号 積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井嘉浩